令和６年度

朝倉市こども計画（仮称）策定業務委託仕様書

朝倉市

１．業務委託名

　　 朝倉市こども計画（仮称）策定業務委託

２．目　的

　　本業務は、令和５年度に実施した実態把握調査の結果を活用し、こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく第３期朝倉市子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を一体のものとして朝倉市こども計画（仮称）を策定することを目的とする。

　　なお、本仕様書は、受注候補者特定後、候補者の企画提案内容に応じて内容を変更することがある。

３．履行場所

朝倉市の指定場所及び受注者の作業場所

４．履行期間

契約締結の翌日から令和７年３月３１日まで

５．委託金額

　　　４，６２７，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む）

６．業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本仕様書に定める業務内容については、本市が委託する当該業務の受注者を選定することを目的とし現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その提案者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合は本仕様書に追加記載し、契約書の仕様書とするととともに、提案者はその提案を誠実に実行するほか、国の通知等に基づき計画に記載すべき事項が生じた際は当該通知等に準じて対応するものとする。その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、発注者と別途協議するものとし、業務上必要と認められる場合は、本仕様書に記載されていない事項であっても、適宜実施していくこととする。

1. 需要量の推計・目標量の設定の支援

推計人口やニーズ調査の結果に基づき、教育・保育、地域こども・子育て支援

事業の量の見込みを算出し、それに対応する確保方策案を本市と協議のうえ提示すること。

1. 第２期計画の評価・分析

「第２期朝倉市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況等を把握し、評価・分析を行う。

1. こども、子育て世帯、若者の意見聴取の支援

こども計画の策定におけるこども等の意見反映を踏まえ、こども、子育て世帯、

若者からの意見聴取の方法について検討・実施し、計画に意見反映させる。

1. 現状分析と課題の整理

　　　 ニーズ調査、幼稚園園児保護者の就労状況等に関するアンケート調査及び子ど

も計画策定のためのアンケート調査の結果並びに現行計画の取組への評価など

を整理し、子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき朝倉市

の課題を抽出する。

1. 計画素案の策定支援
	* 1. 骨子（案）の作成

こども大綱を勘案した計画の構成、施策の体系、重点施策を推進していくための方策等を明確にしたうえで、朝倉市こども計画（仮称）の骨子（案）を作成する。

* + 1. 計画素案の作成

計画骨子（案）に基づきながら、アンケート調査の結果等を反映した計

画（案）を作成する。

（６）朝倉市子ども・子育て会議の運営支援

朝倉市子ども・子育て会議（令和６年度３回程度）の開催にあたり、資料作成、

 必要な助言、議事録作成（要旨録）、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

1. 計画書及び概要版の作成

確定した朝倉市子ども計画（仮称）及び概要版を作成する。

（８）関係法令の把握・整理、情報収集

　　　今後のこども大綱の方向性や調査項目等に係るこども家庭庁等の動向について

会議等の都度、内容を要約した資料をわかりやすく作成し、情報提供する。

７．業務遂行における運営管理

（１）実施体制の確保

　　受注者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。実施体制及び実施スケジュール（工程表）を作成し、本市の確認を受ける。

（２）運営管理

　　本業務の進捗状況報告や本市との意見交換などを定期的に行うこと。本業務に関する打合せ等は、主に本市の会議室等で実施し、受注者が議事録を作成すること。

８．成果品

（１）朝倉市こども計画（仮称）　概要版　１０部（Ａ４版・８ページ程度）

（２）朝倉市こども計画（仮称）　本計画 １０部（Ａ４版・１００ページ程度）

（３）朝倉市子ども・子育て会議　議事録

※いずれも電子データ一式

９．その他

（１）業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

（２）業務遂行にあたり、個人情報保護法及び朝倉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係法令に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

（３）業務履行の過程において、朝倉市又は受注者が必要と認める場合には適宜協議を行う。

（４）本仕様書を変更する必要が生じた場合は、朝倉市と受注者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。

（５）この業務の委託料は、業務完了後受注者からの請求書を受理した日から３０日以内に支払う。

（６）成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正を行うものとする。

（７）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。